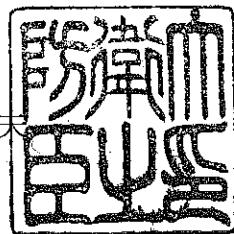




防防日第15062号
23.12.19

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

防衛大臣 一川 保夫



「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」（防衛省）について（回答）

知返第136号（平成23年6月1日）により照会された標記について、別紙のとおり回答します。

添付書類：別紙

4. 沖縄の地政学的位置

《P9》 1. 潜在的紛争地域との位置関係

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて、（中略）
朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあります。

問1 政府は、何をもって「潜在的紛争地域」と認識しているのか。

- 「潜在的紛争地域」とは、現に武力紛争が発生している地域とは認められないものの、様々な情勢から将来において武力紛争が発生する危険性が、潜在的に認められる地域を総称的に示したもの。
- パンフレットでは、朝鮮半島及び台湾海峡を当該地域として例示したものである。
- 朝鮮半島については、半世紀以上にわたり同一民族の分断状態が継続し、南北双方の兵力が対峙する状態が続いている中、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発に努め、更に昨年3月の韓国哨戒艦事件、同年11月の延坪島砲撃事件のように、軍事的な挑発行動を繰り返している。
- 台湾海峡については、中国は台湾問題を国家主権と領土保全に関わる問題として特に重視しており、台湾の独立及び外国軍隊による台湾の支援を阻止する能力の向上を最優

先の課題として念頭に置きつつ、軍事力の近代化に努めているとみられる。

- これらの動きは、我が国を含む地域・国際社会にとっての懸念事項であり、将来において武力紛争が発生する危険性が、潜在的に認められると認識している。

《P9》 1. 潜在的紛争地域との位置関係

◎ 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて、（中略）朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあります。

問2 「何故、日本の中で沖縄なのか？」の問い合わせに対し、国内の他の都道府県との比較ではなく、米本土やハワイ、グアムとの比較となっている。

- 当該質問に対しては、パンフレットでは「1. 潜在的紛争地域との位置関係」及び「2. 沖縄の戦略的位置」の両項目で説明している。
- 御指摘の記述については、太平洋上に所在する米軍基地と沖縄との地理的な位置関係を比較した場合、距離と時間の関係から沖縄が有する優位性の事実を述べたものであり、当該記述のみをもって「何故、日本の中で沖縄なのか？」という問い合わせにお答えすることを意図したものではない。
- しかしながら、「1. 潜在的紛争地域との位置関係」及び「2. 沖縄の戦略的位置」は、程度の差こそあれ、他の都道府県との比較においても当てはまるものと考えている。

《P9》 1. 潜在的紛争地域との位置関係

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて、（中略）朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあります。

問3 近い（近すぎない）、とは具体的な距離として何km程度、移動時間として何時間程度を意図しているのか？ また、その根拠は？（どの兵器で、どういったケースを想定しているのか。）

- 距離の持つ軍事的な意味については、武力紛争の具体的な様相により大きく異なると認識している。例えば、冷戦時に想定されていた米ソによる大陸間弾道ミサイル（ICBM）の応酬においては、距離は大きな意味を持たないが、1969年のダマンスキー島事件のような国境紛争では野砲の射程距離が少なからぬ意味を持つものと考えている。
- 御指摘の記述は、例えば、朝鮮半島や台湾海峡における通常戦力による紛争に在日米軍等が対応することなどを念頭に記述したものである。

（参考）

		沖縄—ソウル	沖縄—台北
距 離		約1, 260 km	約630 km
船 舶 (20 kt)		約34時間	約17時間
航空機	600 kt	約1時間	約30分
	120 kt	約5時間	約2.5時間

《P9》 1. 潜在的紛争地域との位置関係

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて、（中略）朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあります。

問4 位置関係において、米軍の沖縄駐留と国内の他の都道府県に駐留した場合とを比較し、軍事作戦上、致命的な遅延につながる程度の差異が生じるのか、距離と移動時間を用いて具体的に説明していただきたい。

- 軍事作戦における時間的な早さ遅さは、作戦の態様、規模などによって異なるが、緊急事態における一日あるいは数時間の遅延は、軍事作戦上、致命的な遅延となり得るものと認識している。
- 例えば、米海兵隊岩国航空基地は沖縄北東約1000km、米海軍横須賀基地は同約1500kmに位置しており、沖縄と比較し、それだけ台灣、東南アジアといった地域から遠ざかることとなる。
- パンフレットでも述べているとおり、在沖海兵隊は我が国の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために極めて重要な役割を果たしていること、また、種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊としての海兵隊の役割などを勘案すれば、国内の他の都道府県に駐留した場合、距離的近接性を活かした迅速な対処を確保できず、種々の事態への対処に遅れが生

ずることが、大きな問題点であると認識している。

(参考)

種別 距離	艦 船 (15 k t)	回転翼機 (120 k t)
1000 km	36.0 時間	4 時間 30 分
1500 km	54.0 時間	6 時間 45 分

《P9》 1. 潜在的紛争地域との位置関係

- 我が国周辺で、万一紛争が起り、（中略）、沖縄に駐留する米軍は、緊急に展開して迅速に事態に対応することができます。

問5 沖縄に駐留する米軍が対応する我が国周辺の紛争とは、どのようなものを想定しているのか。また、米軍は、どのように対応するのか。具体的に例示していただきたい。

- 在沖海兵隊を含む在日米軍は、米国のその時々のアジア太平洋地域全般の安全保障環境に係る情勢判断に基づいて運用されるものと認識している。
- 我が国周辺の紛争における米軍の対応を、我が国が詳細に把握しているわけではないが、在沖海兵隊については、優れた機動性及び即応性を活かし、我が国の防衛のほかに、例えば、大規模な自然災害発生時において主として災害救援の初期段階における輸送支援、医療支援等を実施すること、様々な緊急事態において民間人の救出活動を実施すること等が考えられる。
- なお、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）には、「日本に対する武力攻撃」のみならず「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合」（周辺事態）における自衛隊及び米軍の協力について定められている。

(参考)

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

《抜粋》

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(ⅰ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ⅱ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各自の防衛力を運用する。その際、双方は、各自の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ⅲ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(ⅰ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施

する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ii) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(iii) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(iv) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。

米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(i) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ii) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(i) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ii) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力

する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に關し各々責任を負う。

(b) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆ

る努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化とともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方から従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。

日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国 국민に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(二) 國際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、國際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を

確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取扱に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行なうことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

(略)

《P9》 1. 潜在的紛争地域との位置関係

- 我が国周辺で、万一紛争が起ころ、（中略）、沖縄に駐留する米軍は、緊急に展開して迅速に事態に対応することができます。

問6 位置関係において、米軍が国内の他の都道府県に駐留した場合、迅速に事態に対応できなくなるのか。強襲揚陸艦の配備地域など、国内の他の都道府県に所在する米軍基地との整合性を含め、具体的な理由を説明していただきたい。

- 強襲揚陸艦は米海軍艦艇であり、強襲揚陸作戦など、海兵機動展開隊（M E U）等の海兵空地任務部隊（M A G T F）を大規模に遠隔地にある作戦地域に投入する場合において、有効な輸送手段である。
- 他方で、幅広い任務を有する海兵隊にあっては、海軍艦艇による支援を要さない次のような部隊の運用も行われる。
 - 小規模な部隊構成をもって隠密裏に遂行する必要がある偵察・監視任務や特殊作戦
 - 高度な機動性や即応性が求められる民間人の救出活動、捜索救難活動や人道支援・災害救助への対応
- また、在沖海兵隊が行っている訓練の主体は、北部訓練場等において、陸上部隊、航空部隊、後方支援部隊の間の相互の連携を深め、即応性を維持することを主眼とした実践的かつ総合的な合同訓練であると認識しているが、こうした訓練において

も、強襲揚陸艦が海兵隊の部隊と常に一体となって訓練・運用されているわけではない。

- こうした観点から、防衛省としては、海兵隊の各部隊は相互に近傍に所在すべき必要があるものの、これと比較すれば、必ずしも強襲揚陸艦が常時、海兵隊の部隊の近傍に所在しなければならないわけではなく、したがって、強襲揚陸艦が米海兵隊の配備に関する決定的な要素にはなり得ないと考えている。
- なお、海兵隊が、九州や本州に駐留した場合は、沖縄と比較し、確かに朝鮮半島に近くなる場合がある一方で、それだけ台湾、東南アジアといった地域から遠ざかることとなり、これらの地域における種々の事態への対処に遅れが生ずるものと認識している。

《P10》 2. 沖縄の戦略的位置

○ こうした位置にある沖縄に軍事的なプレゼンスを示すことには、周辺国が沖縄にうかつに手出しできることとなり、沖縄を含めた我が国の安全保障上、大きな意義があります。

問7 在沖海兵隊が、国内の他の都道府県に移転した場合においても、沖縄には嘉手納飛行場やホワイトビーチなど、米空軍、米海軍、米陸軍、さらに陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の基地が存在しており、周辺国が沖縄に手出しするほど、軍事的なプレゼンスが低下することはないのではないか。

- 海兵隊は、司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊を統合した組織構造を有し、優れた機動性及び即応性により、武力紛争から自然災害に至るまで種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊として他の軍種が果たしえない重要な役割を担うとともに広範な任務を有している。
- 特に、在沖海兵隊は、在日米軍の中で唯一、地上戦闘部隊を有しており、抑止力の一部を構成する要素として重要であるとともに、敵地での偵察・監視、来援部隊の受入基盤の確保や重要目標の制圧、また、人質の奪還などの特殊作戦や危機発生時の民間人の救出活動、さらに、自然災害発生時における捜索救難活動、物資輸送など、陸上兵力を必要とする様々な作戦、任務で主力として活動することとなる。
- 防衛省としては、沖縄にこうした海兵隊が駐留することは、

米軍の軍事的プレゼンスの重要な要素の一つであり、我が国の安全を確保するため、極めて重要であると考えている。

《P10》2. 沖縄の戦略的位置

◎ こうした位置にある沖縄に軍事的なプレゼンスを示すことは、周辺国が沖縄にうかつに手出しできることとなり、沖縄を含めた我が国の安全保障上、大きな意義があります。

問8 嘉手納飛行場、ホワイトビーチ、普天間飛行場などの米軍基地と自衛隊基地を含めた、各基地の機能と役割を示し、それぞれが、軍事的なプレゼンスをどのように構成しているのか、具体的に説明していただきたい。

○ 自衛隊と米海兵隊を含む米軍の軍事的プレゼンスについては、自衛隊と米軍の役割、任務及び能力、運用等を合わせて総合的に考える必要があり、我が国の安全を確保するため、あらゆる事態に迅速に対処できる態勢を備えたものでなければならないと考えている。

○ 嘉手納飛行場、ホワイトビーチ、普天間飛行場などの米軍基地と自衛隊基地等は、こうした観点から、以下に示すように、それぞれ異なる役割や機能を有しており、いずれも軍事的プレゼンスの重要な構成要素であると認識している。

1 嘉手納飛行場の役割と機能

○ 嘉手納飛行場には、在日米空軍の主力である第18航空団などの部隊が駐留しており、主として制空、空中給油、警戒監視及び戦闘捜索救難などの各種航空作戦及び後方支援のための拠点としての機能を果たしている。

2 ホワイトビーチの役割と機能

- ホワイトビーチは、米海軍及び陸軍によって管理され、主として米軍及び自衛隊に対する後方支援のための拠点としての機能を果たしている。
- なお、ホワイトビーチでは、海兵隊の強襲揚陸艦への乗艦や各種装備品、補給品等の搭載・陸揚げも行われている。

3 普天間飛行場の役割と機能

- 普天間飛行場には、米海兵隊の第3海兵機動展開部隊(III MEF)隸下の第1海兵航空団のうち第36海兵航空群などの部隊が駐留しており、
 - ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
 - 空中給油機を運用する機能
 - 緊急時に多数の航空機を受け入れる基地機能などを果たしている。

4 自衛隊基地等の役割と機能

- 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱の中では、自衛隊の体制については南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図ることとされており、沖縄に所在する部隊についても、このような観点から充実を図こととなると考えているが、我が国を防衛するための拠点という基地等の役割については不变である。

- なお、防衛省としては、厳しさを増す我が国周辺の安全保

障環境の中で、所要の抑止力を確保するためには、在沖米軍を含む在日米軍の抑止力を維持しつつ、防衛計画の大綱に示されたとおり、南西地域におけるものを含め、我が国独自の防衛態勢を充実させていくことが必要不可欠と考えている。

《P10》 2. 沖縄の戦略的位置

- こうした位置にある沖縄に軍事的なプレゼンスを示すことは、周辺国が沖縄にうかつに手出しできることとなり、沖縄を含めた我が国の安全保障上、大きな意義があります。

問9 2006年の「再編実施のための日米のロードマップ」においては、在日米軍のプレゼンスの確保、また抑止力の維持を前提に、8千人の海兵隊が沖縄からグアムへ移転することが示されている。一方、普天間飛行場の所属部隊など、海兵隊が、沖縄から国内の他の都道府県に移転した場合は、軍事的なプレゼンスや抑止力が損なわれることとなるのか。グアム移転との比較を含めた説明をいただきたい。

- 海兵隊は、司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊を統合した組織構造を有し、優れた機動性及び即応性により、武力紛争から自然災害に至るまで種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊として他の軍種が果たしえない重要な役割を担うとともに広範な任務を有している。
- 特に、在沖海兵隊は、在日米軍の中で唯一、地上戦闘部隊を有しており、抑止力の一部を構成する要素として重要であるとともに、敵地での偵察・監視、来援部隊の受入基盤の確保や重要目標の制圧、また、人質の奪還などの特殊作戦や危機発生時の民間人の救出活動、さらに、自然災害発生時における捜索救難活動、物資輸送など、陸上兵力を必要とする様々な作戦、任務では主力として活動することとなる。

- 防衛省としては、沖縄にこうした海兵隊が駐留することは、米軍の軍事的プレゼンスの重要な要素の一つであり、我が国の大いなる安全を確保するため、極めて重要であると考えている。
- なお、海兵隊の沖縄からグアムへの移転については、沖縄の負担軽減を図る観点から我が国が主体的に積極的に働きかけて協議した結果、グアムに第3海兵機動展開部隊の要員8000人を移転させることとしたものである。この移転を行っても、沖縄には、一定の初動対処能力を有する海兵隊が維持され、また米軍の航空輸送や海上輸送の能力の向上も考慮すれば、在日米軍の抑止力は維持されるものと考えている。

5. 在沖海兵隊の意義と役割

《P14》

- 在沖海兵隊は、（中略）、陸上兵力を必要とする様々な作戦・任務で活躍することになります。
- 島嶼の多い我が国の防衛においては、在沖海兵隊の上陸作戦能力は不可欠であると考えられます。

問10 上記の作戦・任務について、海兵隊が国内の他の都道府県に駐留して展開した場合は、沖縄駐留と比較して、能力の低下や障害の発生を招くこととなるのか、具体的に説明してください。

- 沖縄は、朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあるほか、南西諸島のほぼ中央にあることや、我が国のシーレーンにも近いなど、安全保障上、国内の他の都道府県には代替できない極めて重要な位置にある。
- 仮に、海兵隊が、九州や本州に駐留した場合、沖縄と比較し、確かに朝鮮半島に近くなる場合がある一方で、それだけ台湾、東南アジアといった地域から遠ざかることとなる。
 - ・ 例えば、沖縄から比較的近い九州に所在する米海軍佐世保基地であっても、沖縄北東約800kmに位置しており、当該基地から我が国最西端に所在する与那国島までは約1200kmの距離、時間に換算すれば、艦船（20kt）で約32時間、回転翼機（120kt）で約5時間半を要することとなる。
 - ・ 他方で、沖縄から与那国島までは約500kmの距離であ

り、同様に換算すれば艦船で約13時間半、回転翼機で約2時間となり、米海軍佐世保基地との比較において、艦船、航空機いずれの場合においても半分以下の時間で展開が可能であることを意味する。

- パンフレットでも述べているとおり、ほぼ本州に匹敵する広大な範囲に点在する南西諸島の全体をカバーする観点、種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊としての海兵隊の役割などを勘案すれば、国内の他の都道府県に駐留した場合、距離的近接性を活かした迅速な対処を確保できず、種々の事態への対処に遅れが生ずることが、大きな問題点であると認識している。

(参考)

	距離 (km)	艦 船 (20 k t)	回転翼機 (120 k t)
沖縄－与那国島	約500 km	約13時間30分	約2時間15分
佐世保－与那国島	約1200 km	約32時間24分	約5時間24分

《P14》

- 在沖海兵隊は、（中略）、陸上兵力を必要とする様々な作戦・任務で活躍することになります。
- 島嶼の多い我が国の防衛においては、在沖海兵隊の上陸作戦能力は不可欠であると考えられます。

問 11 竹島のように、尖閣諸島が他国（台湾や中国）に実効支配された場合、在沖海兵隊が当該箇所へ上陸作戦を実行するのか。

- お尋ねの、竹島のように、尖閣諸島が他国（台湾や中国）に実効支配された場合といった仮定の御質問にお答えすることは適当ではなく、差し控える。
- 防衛省としては、一定の状況下での島嶼部における自衛隊の対応においては、水陸両用作戦に関する豊富な知識と経験、装備を有する海兵隊との日米安保条約の下での共同作戦が重要になる場合があると考えている。
- なお、尖閣諸島が日米安保条約第5条の適用範囲に含まれることについては、累次に渡り、米国側から明確に表明されてきており、また、先般実施された日米安全保障協議委員会（「2+2」）においても、クリントン米国務長官から、そのような米国の立場について、改めて発言があったところ。

(参考)

○ 外務大臣会見（平成21年2月27日）

（問）尖閣諸島の問題ですが、尖閣諸島への第3国からの侵攻に対して、安保条約の対象になるか否かということで、今のオバマ政権も安保条約の対象となると認識していると理解してよろしいでしょうか。

（外務大臣）累次米国側も、沖縄返還の時に尖閣諸島は日本の施政権下に入るということで、日米安保条約第5条も適用されるということになっています。昨日の委員会でもこの件については総理の御答弁を補足する形で私（大臣）も発言しました。これは日米安保条約に基づいて核抑止力を含む対日防衛コミットメント、これはオバマ大統領からも麻生総理に対してありましたし、クリントン国務長官から私に対してもそういう表明がありましたから、従来と変わらないと思います。

《P14》

- また、在沖海兵隊は、我が国周辺で紛争が発生した場合における在外邦人を含む民間人の救出活動や特殊任務などでも活躍します。

問 12 朝鮮半島における救出活動や特殊任務などでは、佐世保に配備されている強襲揚陸艦が沖縄へ往復する形で沖縄の陸上隊員を乗せて、朝鮮半島に向かうことが想定される。この場合も、海兵隊の陸上部隊が、九州や本州に駐留する場合と比較して、沖縄駐留の方が、迅速に対応できることとなるのか。
(それは、何日程度の時間短縮につながるのか。)

- 強襲揚陸艦は米海軍艦艇であり、強襲揚陸作戦など、海兵機動展開隊（M E U）等の海兵空地任務部隊（M A G T F）を大規模に遠隔地にある作戦地域に投入する場合において、有効な輸送手段である。
- 他方で、幅広い任務を有する海兵隊にあっては、海軍艦艇による支援を要さない次のような部隊の運用も行われる。
 - 小規模な部隊構成をもって隠密裏に遂行する必要がある偵察・監視任務や特殊作戦
 - 高度な機動性や即応性が求められる民間人の救出活動、捜索救難活動や人道支援・災害救助への対応
- また、在沖海兵隊が行っている訓練の主体は、北部訓練場等において、陸上部隊、航空部隊、後方支援部隊の間の相互の連

携を深め、即応性を維持することを主眼とした実践的かつ総合的な合同訓練であると認識しているが、こうした訓練においても、強襲揚陸艦が海兵隊の部隊と一緒に一体となって訓練・運用されているわけではない。

○ こうした観点から、防衛省としては、海兵隊の各部隊は相互に近傍に所在すべき必要があるものの、これと比較すれば、必ずしも強襲揚陸艦が常に、海兵隊の部隊の近傍に所在しなければならないわけではなく、したがって、強襲揚陸艦が米海兵隊の配備に関する決定的な要素にはなり得ないと考えている。

○ なお、海兵隊の陸上部隊が、九州や本州に駐留した場合は、沖縄と比較し、確かに朝鮮半島に近くなる場合がある一方で、それだけ台湾、東南アジアといった地域から遠ざかることとなり、これらの地域における種々の事態への対処に遅れが生ずるものと認識している。

《P14》

- さらに、在沖海兵隊は東北地方太平洋沖地震の被災地に対する人道支援・災害援助活動にも派遣され、捜索救難活動、物資輸送などに従事しています。

問13 東北地方をはじめ東海地方など、日本本土に対する災害援助活動を展開する場合、海兵隊が国内の他の都道府県に駐留した方が、迅速に対応できるのではないか。（沖縄駐留の方が、迅速に対応できるとするならば、何日程度の時間短縮につながるのか。）

- 部隊の即応性の大小や適切な装備品の有無、飛行場や港湾の使用可能性等にもよるが、一般論としては、災害時においては、被災地外にあって被災地に近い部隊が最も迅速に対応し得る。この意味では、東北地方や東海地方で災害が起こる場合には、海兵隊が沖縄よりも本土に所在している方がより迅速に対応し得るであろうが、他方、例えば、九州で災害が起こる場合には、沖縄に所在している方が迅速に対応し得るものと考えられる。
- いずれにせよ、御指摘の災害救助活動は、在沖米海兵隊の広範な役割及び任務の一つであって、今回の震災対処のみをもつて在沖海兵隊全体としての駐留の必要性を論ずることは適当ではない。
- なお、今般の東日本大震災における沖縄に所在する米海兵隊の航空機は震災直後から輸送支援活動に従事しており、また海

外展開中であった第31海兵機動展開隊も迅速に被災地へ急行している。

- こうした活動が迅速に行われたことについては、沖縄の普天間飛行場をはじめ、岩国、厚木、横田基地など、我が国の要地に所在する米軍の基地において、部隊が活動するための各種物資が集積されており、補給・輸送・中継拠点としての基地機能を十分に発揮したことが緊急事態における初動対処を容易にした重要な要素であったと考えている。

《P14》

(地図：島嶼防衛) CH-46 航続距離 約680km
(イラスト：民間人の救出)

問14 普天間飛行場の所属機CH-46の航続距離を半径とする円が描かれており、台湾の一部も円内となっているが、台湾もCH-46の活動エリアか。（同様に、尖閣諸島も活動エリアか。）

問15 CH-46は、過去に石垣島で燃料補給を行っているが、どのような飛行ケースで、石垣島での燃料補給が必要となるのか。

- 航空機の飛行距離については、従事する任務、人員や物資の積載重量、燃料積載量等によって異なるものであり、様々な定義があるところであるが、パンフレット記載の約680kmという数値は、CH-46 Eシーナイトが国際標準大気状態において総重量9,455kgで飛行した場合の飛行距離であり、パンフレットではこれを地図上に示し、沖縄の地理的な特性を分かりやすく説明したものである。
- CH-46の活動エリアや、燃料補給などの米軍の具体的な運用実績については、その逐一について防衛省として承知しておらず、また、米軍の作戦や部隊運用に係ることでお答えする立場はない。

(参考)

CH-46Eの機体重量: 6,051kg

国際的な大気標準: 海面気圧1013.25mb、気温15度

《P15》

- これらの事例が示すように、我が国の安全を確保するためには、あらゆる事態に迅速に対応できる態勢を備えておく必要があり、海兵隊が沖縄に所在していることは、極めて重要であると考えられます。

問 16 示された事例（中東作戦、クウェート、朝鮮戦争etc）は周辺環境と時代が異なる感がある、現在の日本及び日本周辺に置き換えて、沖縄の海兵隊が出動するケースを例示していただきたい。

- 在沖海兵隊を含む在日米軍は、米国のその時々のアジア太平洋地域全般の安全保障環境に係る情勢判断に基づいて運用されるものと認識している。
- 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）には、「日本に対する武力攻撃」のみならず「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合」（周辺事態）における自衛隊及び米軍の協力について定められている。
- したがって、沖縄に駐留する米軍についても、例えば、我が国に対する武力攻撃がなされた場合において、我が国周辺海域の防衛及び海上交通の保護のため、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴う作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施することな

ど、ガイドラインで定められた役割を担うことが考えられる。

- また、在沖海兵隊については、優れた機動性及び即応性を活かし、我が国の防衛のほかに、例えば、大規模な自然災害発生時において主として災害救援の初期段階における輸送支援、医療支援等を実施すること、様々な緊急事態において民間人の救出活動を実施すること等も考えられる。

《P15》

- ◎ これらの事例が示すように、我が国の安全を確保するためには、あらゆる事態に迅速に対応できる態勢を備えておく必要があり、海兵隊が沖縄に所在していることは、極めて重要であると考えられます。

問17 2010年11月の北朝鮮による韓国砲撃において、民間人の避難が間に合わなかった事例が挙げられているが、在韓米軍と韓国軍は、対応能力が不足しているということか。

問18 また、沖縄の海兵隊を韓国に移駐することによって、その不足を補うことが可能となるのか。

- 御指摘の北朝鮮による韓国砲撃の事例については、小規模な衝突は予期せずに発生することがあり、一気に拡大するおそれがあることから、事態の拡大を阻止するために衝突が小規模なうちに海兵隊が迅速に投入される場合もあり得ることを説明しようと意図したものであり、当該記述をもって、在韓米軍と韓国軍の対応能力を評価しようとしたものではない。

《P15》

- ◎ これらの事例が示すように、我が国の安全を確保するためには、あらゆる事態に迅速に対応できる態勢を備えておく必要があり、海兵隊が沖縄に所在していることは、極めて重要なと考えられます。

問 19 例えば、海兵隊が、沖縄から強襲揚陸艦の配備地域の付近へ移駐した場合、我が国の安全確保に懸念が生じることはないのではないか。

- 強襲揚陸艦は米海軍艦艇であり、強襲揚陸作戦など、海兵機動展開隊（M E U）等の海兵空地任務部隊（M A G T F）を大規模に遠隔地にある作戦地域に投入する場合において、有効な輸送手段である。
- 他方で、幅広い任務を有する海兵隊にあっては、海軍艦艇による支援を要さない次のような部隊の運用も行われる。
 - 小規模な部隊構成をもって隠密裏に遂行する必要がある偵察・監視任務や特殊作戦
 - 高度な機動性や即応性が求められる民間人の救出活動、捜索救難活動や人道支援・災害救助への対応
- また、在沖海兵隊が行っている訓練の主体は、北部訓練場等において、陸上部隊、航空部隊、後方支援部隊の間の相互の連携を深め、即応性を維持することを主眼とした実践的かつ総合的な合同訓練であると認識しているが、こうした訓練において

も、強襲揚陸艦が海兵隊の部隊と常に一体となって訓練・運用されているわけではない。

- こうした観点から、防衛省としては、海兵隊の各部隊は相互に近傍に所在すべき必要があるものの、これと比較すれば、必ずしも強襲揚陸艦が常時、海兵隊の部隊の近傍に所在しなければならないわけではなく、したがって、強襲揚陸艦が米海兵隊の配備に関する決定的な要素にはなり得ないと考えている。
- なお、海兵隊の陸上部隊が、九州や本州に駐留した場合は、沖縄と比較し、確かに朝鮮半島に近くなる場合がある一方で、それだけ台湾、東南アジアといった地域から遠ざかることとなり、これらの地域における種々の事態への対処に遅れが生ずるものと認識している。

《P16》

- 海兵隊は（中略）。各構成部隊を切り離せば、海兵隊の持つ機能を損なってしまうおそれがあります。

問 20 国内の他の都道府県に、海兵隊がまとまって所在することとなれば、問題はないのか。

《P17》

—ヘリ部隊のみ移設の検討—

普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離して県外に移設する場合には、両者の距離が問題となります。先の検討過程においては、一部に誘致の声があった徳之島（キャンプ・シュワブから約180km）の可能性について検討したところですが、海兵隊のヘリ部隊は、支援する地上戦闘部隊（キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ）から一定の距離以上に離れると運用に支障を来すとの検討結果もあり、移設先としては課題が多いことが判明しました。

問 30 「ヘリ部隊は、支援する地上戦闘部隊から一定の距離以上に離れると運用に支障を来す」のであれば、当該地上部隊とヘリ部隊と一緒に移駐させれば、県外移設が可能と思われるがどうか。

- 普天間飛行場の移設問題については、平成21年9月の鳩山政権発足から、普天間飛行場の代替施設に関する過去の日米合意等について検証を行い、何とか県外に移設先を見つけること

ができないかという鳩山元総理の強い思いの下、政府はその可能性を真剣に探ってきた。

○ その過程では、以下の観点を含め多角的に検討を行い、総合的に判断した結果、移設先は辺野古にお願いせざるを得ないと結論に至った。

- ・ 中国の軍事力の近代化や活動の活発化など厳しさを増す現在の我が国周辺の安全保障環境の下、在沖海兵隊を含む在日米軍全体のプレゼンスや抑止力を低下させることはできないこと、特に、在日米軍の中でも唯一、地上戦闘部隊を有している在沖海兵隊は抑止力の一部を構成する重要な要素であること
- ・ 潜在的紛争地域に近い又は近すぎない位置が望ましいこと、また、沖縄は戦略的な観点からも地理的優位性を有していること
- ・ 米海兵隊は、司令部、陸上・航空・後方支援部隊を組み合わせて一体的に運用する組織構造を有し、平素から日常的に各構成要素が一体となり訓練を行うことで優れた機動性・即応性を保ち、武力紛争から人道支援、自然災害対処に至るまで幅広い任務に迅速に対応する特性を有しており、こうした特性や機能を低下させないようにすることが必要であること。例えば、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外、県外に移設すれば、海兵隊の持つこうした機動性・即応性といった特性・機能を損なう懸念があること
- ・ 普天間飛行場の危険性を早期に除去する必要があり、極力

短期間で移設できる案が望ましいこと

- これらの各要素のうち、一つだけを取り出して、例えば、海兵隊の地上戦闘部隊やヘリ部隊、後方支援部隊等の関連部隊を一括して県外に移設するならば、海兵隊の一体性を保つことは可能かもしれないが、他の県に移設した場合には沖縄ほどの地理的優位は望めないこと、高い即応性を有し、様々な作戦に従事し得る柔軟性を有する海兵隊が南西諸島から姿を消すことは我が国防衛の上から及びアジア太平洋地域の安定の上からも望ましくないこと、こうした様々な問題を解決しながら県外移設を行うとすればどれだけの時間を要するか計りかねること、ひいては普天間飛行場の危険性を早期に除去する必要性と相反する結果となりかねないことなど、他の要素も含めて総合的に判断することが必要であり、これらを踏まえれば、海兵隊を一括して県外に移設することも困難であった。
- こうした総合判断の結果としてこれらの要素を満たし得る候補地は辺野古しかなかったことについて御理解いただきたい。移設先の検討の過程で沖縄の皆様に大変な御迷惑をおかけしたことについては、深くお詫び申し上げる。

《P16》

- 海兵隊は（中略）。各構成部隊を切り離せば、海兵隊の持つ機能を損なってしまうおそれがあります。

問21 「再編実施のための日米のロードマップ」では、海兵隊司令部のグアム移転が示されているが、司令部は構成部隊ではないのか。

- 司令部も海兵隊の構成要素である。
- グアムへのⅢ M E F（第3海兵機動展開部隊）の要員約8000名の移転は、沖縄の負担を軽減するため、日本側から米側に提起してギリギリの交渉を行なった結果、実現したものであり、海兵隊の一体性を損なわず、抑止力を維持し得る範囲でその部隊構成を検討して移転するものである。
- その具体的な部隊構成については、抑止力を低下させない形で8000名の削減が可能となるよう、現在、米側で検討しているところである。

（参考1）

再編の実施のための日米ロードマップ（2006年5月1日）

《抜粋》

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

（略）

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

（参考2）

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（2010年5月28日）

（略）閣僚は、2009年2月17日の在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定（グアム協定）に定められたように、第3海兵機動展開部隊（MEF）の要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての具体的な進展にかかっていることを再確認した。グアムへの移転は、嘉手納以南の大部分の施設の統合及び返還を実現するものである。（略）

● グアム移転

両政府は、2009年2月17日のグアム協定に従い、Ⅲ MEFの要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転が着実に実施されることを確認した。このグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての日本政府による具体的な進展にかかっている。米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留するⅢ MEFの要員の部隊構成を検討する。

（略）

（参考3）

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（2011年6月21日）「在日米軍の再編の進展」

閣僚は、現下の変化する地域の安全保障環境に鑑み、抑止力を維持し、日米同盟の能力を強化するために、沖縄を含む日本における米軍のプレゼンスの重要性が高まっていることを強調した。

閣僚は、沖縄を含む地元への影響を軽減するとのコミットメントを再確認した。それは、日本における米軍の持続的なプレゼンスの確保に寄与することとなる。

（略）

I. 沖縄における再編

(b) 沖縄における兵力削減及び第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）の要員のグアムへの移転

- S C C の構成員たる閣僚は、西太平洋において米軍が地理的に分散し、運用面での抗堪性があり、かつ、政治的に持続可能な態勢を実現するための、より広範な戦略の一部

として、Ⅲ M E F の要員約 8 0 0 0 人及びその家族約 9 0 0 0 人を沖縄からグアムに移転するとのコミットメントを再確認した。

◎ 閣僚は、2 0 0 9 年 2 月 1 7 日のグアム協定の締結及び日米双方がとった財政措置を含むこれまでの具体的な進展に留意した。閣僚は、ロードマップ及びグアム協定の規定及び条件に従って移転を着実に実施するために必要な資金を確保するとのコミットメントを確認した。

○ 米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留するⅢ M E F の要員の部隊構成を引き続き検討する。

《P16》

- 海兵隊は（中略）。各構成部隊を切り離せば、海兵隊の持つ機能を損なってしまうおそれがあります。

問22 海兵隊が、国内の他の都道府県に機能分散しても、我が国の安全確保に懸念が生じることはないのではないか。

（訓練場は、「まとまって所在」のイメージに含まれていな
い。）

- 海兵隊が優れた機動性、即応性を発揮して幅広い任務に対応できる最大の理由は、司令部、陸上・航空・後方支援部隊を組み合わせて一体的に運用する基本構造にあり、各構成要素が相互に支援するように構成されていることにある。
- また、御指摘のページ右下部の囲いに記載しているとおり、海兵隊の部隊運用において、その主役となるのは陸上部隊と航空部隊、支援部隊であり、これらの部隊は、両者の一体性を維持するために、相互に近傍に所在することが必要であると同時に合同で訓練を実施する演習場も近傍にある必要がある。
- このような理由により、海兵隊が、国内の他の都道府県に機能分散した場合、海兵隊の持つ機能を損なうおそれがあると認識している。

6. 普天間飛行場国外・県外移設の検討

《P17》

- ◎ 2010年5月28日の日米共同声明に至る検討過程においては、(中略)普天間飛行場の移設先について、国外、県外県内を含め、多数の候補地について検討を実施しました。

問23 「多数の候補地について検討を実施した」とのことだが、その具体的な検討内容及び結果を明らかにすべきである。

- 普天間飛行場の移設問題については、平成21年9月の鳩山政権発足から、普天間飛行場の代替施設に関する過去の日米合意等について検証を行い、何とか県外に移設先を見つけることができないかという鳩山元総理の強い思いの下、政府はその可能性を真剣に探ってきた。
- 具体的には、平成21年10月から平成22年5月までの間、関係閣僚ワーキンググループ、平野官房長官を委員長とする沖縄基地問題検討委員会の場や内閣官房及び防衛省内において検証作業を実施した。
- 検証作業の過程では、例えば、「大村空港」などの九州における自衛隊基地や「佐賀空港」、さらに「グアム」「テニアン」「徳之島」などが候補地として名を挙げられた。県内の施設では「キャンプ・シュワブ陸上案」や「嘉手納飛行場への統合案」なども候補として名が挙げられた。
- 政府においては、様々な候補地について、以下の観点を含め

多角的に検討を行い、総合的に判断した結果、移設先は辺野古にお願いせざるを得ないとの結論に至ったものである。

- ・ 中国の軍事力の近代化や活動の活発化など厳しさを増す現在の我が国周辺の安全保障環境の下、在沖海兵隊を含む在日米軍全体のプレゼンスや抑止力を低下させることはできないこと、特に、在日米軍の中でも唯一、地上戦闘部隊を有している在沖海兵隊は抑止力の一部を構成する重要な要素であること
- ・ 潜在的紛争地域に近い又は近すぎない位置が望ましいこと、また、沖縄は戦略的な観点からも地理的優位性を有していること
- ・ 米海兵隊は、司令部、陸上・航空・後方支援部隊を組み合わせて一体的に運用する組織構造を有し、平素から日常的に各構成要素が一体となり訓練を行うことで優れた機動性・即応性を保ち、武力紛争から人道支援、自然災害対処に至るまで幅広い任務に迅速に対応する特性を有しており、こうした特性や機能を低下させないようにすることが必要であること。例えば、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外、県外に移設すれば、海兵隊の持つこうした機動性・即応性といった特性・機能を損なう懸念があること
- ・ 普天間飛行場の危険性を早期に除去する必要があり、極力短期間で移設できる案が望ましいこと

《P17》

- 再編ロードマップ策定当時（2006年）と比較して、我が国を取り巻く安全保障環境は格段に厳しさを増しています。また、この地域から遠く離れたハワイやグアムなどの国外に普天間飛行場を移設することは、国際社会に誤ったメッセージを送ることになりかねません。

問 24 沖縄には極東最大の空軍基地である嘉手納飛行場をはじめ、2万3千haを超える広大な米軍基地が存在しており、そのわずか2%にすぎない普天間飛行場をハワイやグアムに移設することで、本当に「国際社会に誤ったメッセージを送る」ことになるのか。

- 米海兵隊は、優れた機動性・即応性を有していることから、武力紛争から自然災害に至るまで種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊として他の軍種が果たしえない役割を担っており、そのため、在沖海兵隊は、我が国の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定のために極めて重要な役割を果たしている。
- 普天間飛行場は、米海兵隊の陸上部隊を支援する航空部隊の拠点としての機能を有しており、同飛行場をハワイやグアムへ移設するとした場合、一体となって運用されることで効果的な戦力を発揮する両部隊の間に「時間と距離の壁」を生じ、海兵隊の運用を著しく阻害・制限することとなり、その結果、部隊の機動性・即応性の低下をきたし、

海兵隊が担うべき役割と任務を果たせなくなる。

- また、我が国を取り巻く安全保障環境は格段に厳しさを増している中、普天間飛行場を遠い地域へと移設した場合、米国の東アジア・太平洋地域の平和と安定に対するコミットメントが低下したなどと受け取られかねない。
- したがって、安全保障上の観点を踏まえれば、普天間飛行場を地理的に遠い場所へ移設することは、在沖海兵隊・在日米軍が果たしている抑止力・対処力を大きく損なう結果となり、国際社会に対して誤ったメッセージを送ることになりかねないと考えている。

《P17》

○ 再編ロードマップ策定当時（2006年）と比較して、我が国を取り巻く安全保障環境は格段に厳しさを増しています。また、この地域から遠く離れたハワイやグアムなどの国外に普天間飛行場を移設することは、国際社会に誤ったメッセージを送ることになりかねません。

問25 普天間飛行場を、国内の他の都道府県に移設することについては、「国際社会に誤ったメッセージを送る」ことにならない、との考えでよいか。

○ 普天間飛行場の代替施設に関する過去の日米合意等の検証においては、様々な観点から多角的に検討を行い、総合的に判断した結果、国外移設及び県外移設は不適切であり、移設先は辺野古にお願いせざるを得ないと結論に至ったものであり、海兵隊部隊の所在地が国際社会に対していくかなるメッセージを発することになるかという要素も考慮したところである。

〈P17〉

- ◎ これまでみてきたように、沖縄に海兵隊が駐留していることは、島嶼防衛や民間人の救出等の観点からも極めて重要です。

問26 海兵隊が、国内の他の都道府県に駐留した場合、島嶼防衛や民間人の救出等の観点から、問題が生じるのか。具体的な問題点を例示していただきたい。

- 沖縄は、朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にあるほか、南西諸島のほぼ中央にあることや、我が国のシーレーンにも近いなど、安全保障上、国内の他の都道府県には代替できない極めて重要な位置にある。
- 仮に、海兵隊が、九州や本州に駐留した場合、沖縄と比較し、確かに朝鮮半島に近くなる場合がある一方で、それだけ台湾、東南アジアといった地域から遠ざかることとなる。
- ・ 例えば、沖縄から比較的近い九州に所在する米海軍佐世保基地であっても、沖縄北東約800kmに位置しており、当該基地から我が国最西端に所在する与那国島までは約1200kmの距離、時間に換算すれば、艦船（20kt）で約32時間、回転翼機（120kt）で約5時間半を要することとなる。
 - ・ 他方で、沖縄から与那国島までは約500kmの距離であり、同様に換算すれば艦船で約13時間半、回転翼機で約2時間となり、米海軍佐世保基地との比較において、艦船、航

空機いずれの場合においても半分以下の時間で展開が可能であることを意味する。

- パンフレットでも述べているとおり、ほぼ本州に匹敵する広大な範囲に点在する南西諸島の全体をカバーする観点、種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊としての海兵隊の役割などを勘案すれば、国内の他の都道府県に駐留した場合、距離的近接性を活かした迅速な対処を確保できず、種々の事態への対処に遅れが生ずることが、大きな問題点であると認識している。

(参考)

	距離 (km)	艦 船 (20 k t)	回転翼機 (120 k t)
沖縄 - 与那国島	約 500 km	約 13 時間 30 分	約 2 時間 15 分
佐世保 - 与那国島	約 1200 km	約 32 時間 24 分	約 5 時間 24 分

《P17》

- これまでみてきたように、沖縄に海兵隊が駐留していることは、島嶼防衛や民間人の救出等の観点からも極めて重要です。

問27 2005年10月の「2プラス2」においても確認しているように、日本の島嶼防衛は、我が国が、自ら対応することとなっているのではないか。

問28 米海兵隊が出動する「島嶼防衛」とはどういう事態を想定しているのか。

- 日本は、多くの島嶼を有しているという地理的特性から、我が国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する侵略が想定される。
- 御指摘のとおり、「2+2」において、日本は島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自ら防衛し、周辺事態に対応すると共同文書に述べられており、我が国の防衛にあたっては自衛隊が主体的に対処することは当然である。
- 他方、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）には、「日本に対する武力攻撃」における自衛隊及び米軍の協力についても定められており、在日米軍を含む米軍は、自衛隊の能力を補完する役割を担い、日本に対する着上陸侵攻

に対処するための作戦には、自衛隊と共同して実施することとなっている。

- お尋ねの米海兵隊が出動する島嶼防衛などの自衛隊と米軍の協力については、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素によって様々な態様があり得るが、一定の状況下での島嶼部における自衛隊の対応においては、水陸両用作戦に関する豊富な知識と経験、装備を有する海兵隊との日米安保条約の下での共同作戦が重要になる場合があると考えている。

(参考1)

日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）2005年10月29日

《抜粋》

II 役割・任務・能力

2 役割・任務・能力についての基本的考え方

- 日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢、は2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。

(参考2)

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について

《抜粋》

V 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

(1) 実効的な抑止及び対処

イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対しては、機動運用可能な部隊を迅速に展開し、平素から配置している部隊と協力して侵略を阻止・排除する。その際、巡航ミサイル対処を含め島嶼周辺における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域における航空優勢及び海上輸送路の安全を確保する。

(参考3)

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

《抜粋》

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(2) 作戦構想

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(略)

《P17》

- ◎ これまでみてきたように、沖縄に海兵隊が駐留していることは、島嶼防衛や民間人の救出等の観点からも極めて重要です。

問 29 米軍の民間人救出の優先順位は、国籍によりアメリカ国籍保持者、アメリカグリーンカード保持者、イギリス国民、カナダ国民、その他国民の順であり、日本人は最後のその他国民扱いとの説があるが、「民間人の救出」とはどういう事態を想定しているか。

○ 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）によれば、周辺事態において、「日本国民または米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について、各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを受け、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。」としている。

○ 御指摘の米軍による民間人の救出については、米軍の運用に関わることであり、また、様々な態様があり得るが、一例として、パンフレットでも述べているとおり、潜在的紛争地域で紛争が発生した場合、在沖海兵隊のヘリ部隊は

陸上隊員を乗せて出撃し、紛争地における民間人を防護するとともに、その救出にあたることが挙げられる。

(参考)

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

《抜粋》

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

2 周辺事態への対応

（1）日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

（八）非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国 국민に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。